

## 「外貨でのショッピング利用に伴う 事務処理手数料」の改定【VISAカード】

平素は山陰合同銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、VISAカードの海外取引にかかわる事務処理手数料につきまして、以下の通り改定をいたします。

### 記

#### 海外取引にかかわる事務処理手数料の改定内容と具体例

##### 1. 海外事務処理手数料とは

外貨によるカード決済が行われた際、海外取引に関する事務処理費用として当行が設定する手数料

※日本語表記のインターネットサイトや通信販売などであっても外貨のお取引になる場合がございます。

※海外キャッシュサービスについては、海外事務手数料がかかりません。

##### 2. 改定内容

改定前	1.63% (税込)
改定後	3.63% (税込)

例：外貨でのカード利用で100ドル（＝為替1ドル150円換算）をご利用いただいた場合、ご請求額は以下の通りです。

改定前	手数料額	$100 \text{ ドル} \times 150 \text{ 円} \times 1.63\% = 244 \text{ 円}$
	請求額	15,244円
改定後	手数料額	$100 \text{ ドル} \times 150 \text{ 円} \times 3.63\% = 544 \text{ 円}$
	請求額	15,544円

##### 3. 改定時期

2025年2月1日（土）以降に当行に到着した売上より適用

※新料率の適用開始日は、お客さまのクレジットカードご利用日と一致するものではありません。

※加盟店からのデータ持ち込みのタイミング、当行での処理のタイミングによっては、2月1日以前のご利用でも改定後の事務処理手数料が適用される場合や、2月1日のご利用分でも改定前の事務処理手数料が適用される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上